

## 令和7年度 石川県特定最低賃金専門部会

## 第1回 電機部会 議事録

開 催 日 時		令和7年10月15日 水曜日 13時28分～16時20分		
開 催 場 所		金沢駅西合同庁舎 別館2階 共用第2会議室		
出席委員	公益代表委員	木村 弘	田中 英男	舟橋 秀明
	労働者代表委員	上岡 純一	西田 翔	宮永 貴之
	使用者代表委員	井上 秀道	田中 豊	橋本 政人
	欠席委員			
	事務局	細貝労働基準部長 南出給付調査官	河野賃金室長 春名賃金調査員	石間賃金室長補佐
次第	1 開会			
	2 議題	① 部会長、部会長代理の選任について ② 石川県特定最低賃金専門部会運営規定について ③ 資料説明 ④ 改正金額について ⑤ その他		
	3 閉会			
議事内容	• 別紙のとおり			

## 別紙

### 令和7年度 石川地方最低賃金審議会 石川県特定最低賃金専門部会 第1回電機部会 議事録

令和7年10月15日（水）  
13時28分～16時20分  
金沢駅西合同庁舎別館 共用第2会議室

【事務局】補佐 定刻よりやや早いですが、第1回石川県特定最低賃金専門部会電機部会を開会させていただきます。

本日の部会は初めての会議となりますので、部会長、部会長代理が選任されるまで、事務局で進行をさせていただきます。

皆様方には10月1日付で辞令を発令させていただいておりますが委嘱辞令につきましては、机の上に置かせていただいておりますので、内容をご確認いただきたいと存じます。

それでは開会に当たり、石川労働局労働基準部長よりご挨拶を申し上げます。

【事務局】室長 本来であれば労働基準部長の方からご挨拶すべきところなんですが、業務により少し遅れての参加になります。私は賃金室長の河野と申します。今年はよろしくお願いいたします。私の方からご挨拶させていただきます。

お忙しい中、本部会の委員をお引き受け賜りましたことをこの場を借りてお礼申し上げます。また皆様にはいろいろ日頃より労働基準行政に多大なるご理解とご協力を賜っておりますことをこの場を借りてお礼を申し上げたいと思います。お忙しい中でございますが、皆様方ご協力のほどよろしくお願いいたします。

簡単ですが、ご挨拶とさせていただきます。

【事務局】補佐 本日の委員の出欠状況についてご報告を申し上げます。

本日は、全委員にご出席をいただいております。現在、委員9名中9名のご出席で最低賃金審議会令第6条第6項に定める定足数である全委員の3分の2以上または公労使各側委員の3分の1以上を満たしておりますので、本日の部会は有効に成立していることをご報告申し上げます。なお、本日の専門部会は

公開となっておりますが、傍聴希望者は 0 名でございました。

それでは議題の(1)部会長、及び部会長代理の選任に移らせていただきます。

部会長及び部会長代理の選任につきましては、最低賃金法第 25 条第 4 項の規定により、公益を代表する委員のうちから委員が選挙するという手続きになっておりますが、当審議会におきましては、従来から公益委員で協議された上で推挙された方をご承認いただく方法を取っております。

今回も同じ進め方でよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 異議なしということでございますので、慣例に従いまして進めさせていただきます。

去る 7 月 10 日に開催されました公益委員会議におきまして、部会長と部会長代理の候補者が推挙されておりますのでご報告いたします。部会長舟橋委員、部会長代理田中委員でございますが、いかがでございますでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【事務局】 補佐 異議なしとのことですので、それぞれご推挙いただいたとおりの部会長及び部会長代理が選任されました。

それではこの後の議事進行につきましては、舟橋部会長よろしくお願ひいたします。

【舟橋部会長】 ただいま部会長に選任されました舟橋でございます。円滑な審議に努めたいと思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

では議事に入る前に本日の議事録確認者を指名したいと思います。公益委員側は私が行います。労働者側は西田委員、使用者側は橋本委員お願いいたします。

それでは議事に入ります。議題（2）に移りますが、石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規程を確認しておきます。配布資料の資料①の 4 ページから 5 ページに石川地方最低賃金審議会石川県特定最低賃金専門部会運営規程がありますが、この内容のとおりご確認いただくということでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 はい、ありがとうございます。

お手元の運営規程どおり専門部会を運営していくことといたします。

次に改正金額の発効日についてですが、昨年度は 12 月 31 日にしましたが、本年度も 12 月 31 日とする方向で審議を進めることでよろしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 はい、ありがとうございます。

それでは改正金額の発効日は 12 月 31 日にすることといたします。

続きまして配布されている資料について、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 室長 それでは資料②の方から説明させていただきます。

まず資料②の方をご覧ください。こちらには特定最低賃金改正の申出の写しと疎明資料、その後事務局によります申出要件審査の結果をお付けしております。また改正決定の審議に係る、諮問及び答申文の写しもつけております。本年度は 5 つの特賃産業について改正の申出がございまして、先に開催されました石川地方最低賃金審議会におきまして、このうち 4 つの産業について改正の必要性ありとなりまして、労働局長から石川地方最低賃金審議会長へ改正の諮問がなされております。いずれの申出も審査結果のとおり形式要件を満たしております。

5 ページをご覧ください。こちらが審査結果表になりまして組合の方の申出事項の方が上段になりますて、こちらの方は合意率が 34.29% となっております。この資料では私ども事務局の方が審査した結果が 33.55% ということで、若干低い数値になっておりますが、このことについては審査過程において、事務局の方で誤認がありましたので、まず説明だけさせていただきます。今言ったように、人数のところはこの審査表では申出書に添付された申出に必要な合意人数を確認するための疎明資料を拝見いたしましたが、この場合労働協約の締結がある場合は協約が適用される労働者を合意人数としてカウントすべきところを一部で申出組合員の人数として審査しておりましたため、適用される労働者で再計算しますと下段の審査結果は上段の数値と差がありませんでした。合意人数は、現状の資料のままでも必要な合意人数を超えてますところさらに

多くなります。つまり組合の方が出された 34.29%の方の数値になりますので、以後私どもの方もこういう誤認がないように、今後とも努めていきたいと思いますので、この資料については大変ご迷惑をおかけしまして申し訳ございませんでした。次年度は再度確認させていただこうと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

次に資料③の方をご覧ください。まず、最初の項目の特定最低賃金についての基本的な考え方については、後ほどご説明させていただきます。

2 番目以降の 12 ページをご覧ください。今般ご審議いただきます産業について全国の特定最賃の決定状況、次ページが石川県における特定最賃の審議状況の推移をお付けしております。

14 ページ以降は特定最賃の答申日別最短効力発生予定日一覧表をつけております。黄色で塗っていますがこの一覧表からは、12 月 31 日の改正発効とするとには、10 月 30 日までに答申をしていただく必要があることが確認できます。

#### 【事務局】補佐

続いて資料の④番に移ります。令和 7 年度の最低賃金に関する基礎調査報告書についてご説明を申し上げます。

この調査は石川地方最低賃金審議会の審議に資するため石川県内にある地域別最低賃金適用産業のうち製造業は 100 人未満、その他の産業は 30 人未満の事業所及び特定最低賃金適用産業の事業所から 1,955 件をランダムに抽出いたしました、本年 5 月中旬から 7 月上旬にかけて調査を実施しております。回収率は 42.8%、838 件でございました。この調査結果のうち特定最低賃金に関するものをまとめたのが資料の④番となってございます。

一枚めくっていただきます、表がついてございます。総括表の見方について簡単にご説明を申し上げます。総括表の左端に 1 時間当たり所定内賃金（3）手当を除くとございますが、これは実際に支払われた賃金ではなく、欠勤、早退等をすることなく働いた場合に支払われる基本給 1 時間あたりの金額でございます。同金額以下の労働者数と構成比が右側に記載されてございます。合わせて規模別や県内に 4 か所ございます労働基準監督署の管轄別、地域別年齢別の内訳も記されてございます。この総括表を基に最低賃金を引き上げた際の引き上げ額引き上げ率と影響率の関係表を作成しております。表の次のところがこの関係表でございます。最低賃金の改正に際しまして、改正後の最低賃金を下回る労働者、つまり最低賃金の改定により影響を受ける労働者の全体に占める割合を示すものが当該関係表に記載されております、影響率となります。影響率の表 1 ページ 2 ページ 3 ページございますが、その次のページからは該当労

働者の分布のグラフとなってございます。

次の資料として別冊 1 についてご説明をさせていただきます。

別冊 1 の 1 ページをご覧ください。内閣府が公表しております月例経済報告になります。本年 9 月 25 日に発表された報告では、景気は米国の通商政策による影響が自動車産業を中心に見られるものの静かに回復していると、4 ページには設備投資はゆるやかに持ち直していると、6 ページには生産は横ばいとなっていると表記をされてございます。

資料を進めて 11 ページをご覧ください。昨年の資料では北陸財務局から毎月公表されていた北陸経済調査を添付しておりましたが、この公表は本年 6 月までとなったことから、今年度は年 4 回公表されます、管内経済情勢報告を添付しております。本年 7 月 29 日に発表された管内経済情勢報告では管内経済はゆるやかに持ち直していると表記されております。

22 ページまで資料をお進めください。こちらには生産活動は弱含んでいると表記されております。前回 4 月判断を下方修正したものでございます。

次に資料の 28 ページからの日本銀行金沢支店が 10 月 1 日に発表した北陸の金融経済月報、こちらには一部に弱めの動きも見られるのが、緩やかに回復していると標記しております。生産については化学はゆるやかに増加している。生産用機械は逆に持ち直している。繊維は横ばい圏内の動きとなっている。電子部品・デバイス、金属製品は弱めの動きとなっていると表記されております。

さらに資料 35 ページからになります、こちらは石川労働局職業安定部職業安定課が 10 月 3 日に発表しております 8 月の雇用失業情勢でございまして基調判断として、県内の雇用情勢は持ち直しの動きが続いているものの、一部注意を要する状態にあるとされております。なお、有効求人倍率は 1.60 倍となり、前月と同じ水準となっています。

最後に 53 ページからでございますが、こちらは石川県の主要データ集でございます。

これらの資料を今後の審議のご参考にしていただければ、幸甚でございます。

【舟橋部会長】

ただいまの説明についてご質問等ありますか。よろしいでしょうか。その他提出資料についてのご質問がなければ、次に移りたいと思います。

次に具体的な金額等について、労使双方からこの場所でお聞きしたいと思いますが、その前に特定最低賃金の基本的な考え方について事務局から説明をしてください。

【事務局】室長

資料③の方をもう一度ご覧ください。先ほど飛ばしました資料③の1番の特定産業別最低賃金の基本的な考え方についての資料をつけさせていただいております。最初は地賃のことを書いてますので4ページまで飛ばしてください。上方に特定最低賃金とはと青のバックに白文字で書いてあるところになります。

特定最低賃金とは企業内の賃金水準を設定する際の労使の取り組みを補完するもので適用対象使用者や適用対象労働者が細かく規定されております。また、その決定は労使のイニシアティブにより決まり地域別最低賃金より高い額で決定するものでなければなりません。したがって特定最低賃金の金額は関係労使の自主性を尊重して設定されるものであるとの性格を有するものであり、最低賃金法第15条の規定の手続きによる関係労使の申し出を受けて都道府県労働局長が決定改正の必要性を最低賃金審議会に諮問し、全会一致で必要な意見が出た場合に同審議会で審議された意見答申を尊重して決定改正するものです。つまり地域別最低賃金が都道府県労働局長の諮問に基づき調査審議によって決定する行政主導型の最低賃金であるのに対して、特定最低賃金は労使主導型と言えます。

10ページをご覧ください。こちらの方で必要性がありとして改正審議に入った後、その審議内容においても平成14年の中央最低賃金審議会産業別最低賃金制度全員協議会報告において関係労使のイニシアティブ発揮により設定されるべきという産業別最低賃金の性格から産業別最低賃金の決定、または改正の金額に関する調査審議については全会一致の議決に至るよう努力することと明示されております。

なお、今般ご審議いただきます改正金額は現行の電機の特定最低賃金が1,008円でございますが、先般石川県最低賃金が1,054円となりましたのでこの1,054円よりも1円以上引き上げた1,055円以上かつ、今回申出のございました労働協約の最も低い額であります1,101円が改正金額の上限となりますのでご留意いただきたいと思います。

【舟橋部会長】

ただいま事務局から説明のあった考え方の主旨をご理解いただき、今後のご審議をお願いしたいと思います。

それでは労働者側から概括的な考え方、具体的な金額をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

【西田委員】

私、電機連合石川地方協議会の西田と申します。どうぞよろしくお願ひしま

す。地賃から引き続き、本年から特賃の電機部門でも担当させていただくことになりました。どうぞよろしくお願ひいたします。

まずは改正にあたっての思いの前に8月28日に行われました地方最低賃金審議会におかれまして、その必要性審議ですね、電機産業の特定最低賃金の改正の必要性ありとしていただき、本日このような審議の場を設定いただいたことに、まずは感謝申し上げたいと思います。本当にありがとうございます。

電機産業は全国45の都道府県で特定最低賃金を設定しております。しかしながら2025年現在では必要性ありに至らない都道府県がどんどん増えておりまして、ついに北陸地方では唯一の県となっております。

皆様におかれましては、この電機の優位性というところ重々ご承知いただいていると思いますし、この場の重要性としては私どもも重く受け止めております。また昨今の材料費高騰であったり、後は円安であったりと企業情勢が厳しいことも地賃の頃から色々議論を重ねてまいりましたし、我々としても十分に承知いたしております。

冒頭ございましたけども能登半島地震で能登復旧復興に時間がかかっているというところも地方最低賃金の審議同様、十分な議論を行っていきたいというふうに考えております。連合石川としましては賃上げを積極的に推進する企業への支援策としまして、県知事にも要請いたしております。また年収の壁による働き控えが起こることに対しましても、政策制度の実現に向けてはこの場ではなく別な場でしっかりと労働組合としても働きかけを行っております。そういうことがありますのでこの専門部会の場では純粋に電機産業の未来を見据えた前向きな改正金額となるような審議を行いたいというふうに考えております。

水準の考え方大きく2点ございます。まず1つは電機産業で働く仲間である我々電機連合としましては、特定最低賃金というのは電機産業の入り口賃金である高卒初任給相当というふうに考えております。この高卒初任給をターゲットに企業内最低賃金の改善を求めているということになります。またこの最低賃金というのは定年後再雇用者の待遇にも大きく影響しているということから労働者側としましては、県内他産業、特に自動車、機械ですね。こちらに負けないような適正な競争力を確保することを念頭に議論を進めていきたいというふうに考えております。なぜ県内他産業かということですが、電機の技術者と機械の技術者、これは電機産業、自動車産業、機械産業、どこへ行っても需要があります。その上自動車、機械の特賃に関しましては現時点では1,040円ということで32円の差が付けられているという現状でありますので、この格差も

なるべく埋めるような前向きな議論をしたいというふうに考えております。

2点目ですが、今年度において地賃において非常に高い引き上げが行われました。その中で行った議論や結果がプラス70円ですね。こちらも尊重しまして現時点での優位性維持向上を目指すべきだというふうに考えております。

先ほど事務局からもお話がありましたがプラス1円で決定するようなところでは特賃の意味合いというのは私どもないと思っておりますし、ここは共通の認識かと思っておりますのでそのような議論をさせていただければと思います。

具体的な金額についてはこの場でなくてもよろしいですか。この場でお伝えした方がよろしいでしょうか。部会長いかがですか。

具体的な金額はこの場では差し控えさせていただきますが、最後にですが、今回の審議とは少し関係のないところではございますが、特定最低賃金の申出にあたって小松村田製作所社員会鍋谷様、あとは金沢村田製作所社員会代表の清水様よりも合意の委任状をいただいておりますことを加えてお伝えしたいと思います。

【舟橋部会長】 その他の方よろしいでしょうか。

それでは使用者側から概括的な考え方、及び具体的な金額をお聞きしたいと思います。よろしくお願ひします。

【橋本委員】 皆さんご存知のとおり地域最賃が急激に上がっていって、今、電機さんの価格を地域最賃はるかに超えているこんな現状です。そういうことでございますので、特定最賃そのものの議論というのはかつてほど表に出してないようなこんな状況でございますので、私どもはその他県の、北陸3県では石川だけになっているんですけど、他県の状況も見てまた石川県の特賃の決定状況を見てそして皆さんとも十分議論をした上で出来るだけお互いに納得するような形で決着をつけれたらいいかなって思ってます。具体的な金額については私ども初めての打ち合わせになるので、また控え室で打ち合わせをさせていただいた上で決めていきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【舟橋部会長】 ありがとうございました。

その他の使用者側委員の方よろしいでしょうか、ありがとうございました。それでは部会を一旦休憩しましてそれぞれ個別にご意見をお聞きしたいと思います。事務局は控室についてご案内ください。

【事務局】補佐

労働者側の控室は同じフロアの第4会議室、使用者側の控え室は第3会議室をご用意しております。どうぞよろしくお願ひいたします。

(公労・公使個別折衝)

【舟橋部会長】

お待たせいたしました、部会を再開いたします。

改正賃金は1,064円、引上げ額は56円となりました。この金額でよろしいですね。

【各側委員】

異議なし。

【舟橋部会長】

それでは改正金額1,064円を当部会の結論といたします。本審、石川地方最低賃金審議会に提出します部会報告書案を準備いたしますので、準備が整うまではしばらくお待ちください。

事務局は部会報告書案を配布し、読み上げてください。

(部会報告書(案)配布)

【事務局】室長

報告書案を読み上げさせていただきます。

令和7年10月15日

石川地方最低賃金審議会、会長木村弘殿

石川地方最低賃金審議会、石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会、部会長舟橋秀明

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和7年8月28日、石川地方最低賃金審議会において付託された石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重かつ真摯に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

委員名は省略させていただきます。

別紙

石川県電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、  
情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

石川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (2) 民生用電気機械器具製造業
- (3) 電子応用装置製造業
- (4) 情報通信機械器具製造業
- (5) (2)又は(3)に掲げる産業において管理、補助的経済活動を行う事業所
- (6) 純粋持株会社(管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(4)までに掲げる産業に分類されるものに限る。)

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

□ 手作業により又は手工具、小型手持動力機若しくは操作が容易な小型機械を用いて行う巻線、組線、かしめ、取付け、包装又は箱詰めの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 1,064円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和7年12月31日

【舟橋部会長】

はい、ありがとうございました

この部会報告書案でよろしいですか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 それではこの部会報告書を本審会長宛に提出することといたします。

なお、8月28日に開催されました石川地方最低賃金審議会において全会一致で結審した場合には、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、部会の決議を持って本審議会の決議とすることと議決されておりますのでこの部会の決議を持って答申となります。

事務局は部会報告書と同一内容の答申文を作成し配布してください

(答申文を配布)

【舟橋部会長】 答申文の内容は審議会長宛ての部会報告書と同一のものでありますので、読み上げは省略ということでおよしいでしょうか。

【各側委員】 異議なし。

【舟橋部会長】 それでは読み上げを省略いたします。

答申後の手続き等について、事務局から説明してください。

【事務局】 補佐 この答申につきましては、本日最低賃金法第11条の規定に基づき、石川地方最低賃金審議会の意見として公示いたします。公示日の翌日から起算して15日間の公示を必要としますので、10月30日木曜日まで公示することとなります。この間に異議申出があった場合は、令和7年11月17日月曜日開催予定の石川地方最低賃金議会本審におきまして、改めてご審議いただくこととなります。

【舟橋部会長】 事務局からその他に何かありますか。

【事務局】 基準部長 事務局から最後一言ご挨拶とお礼を申し上げたいと思います。労働基準部長の細貝と申します。本来であれば冒頭から出席するところ他の公務がございました関係で遅れて出席したことお詫びを申し上げます。

本来、引き続き議論をよろしくお願ひしますというふうにお伝えをしようかと思っていたところ、労使双方それぞれお立場がある中でこの特定最低賃金の趣旨等もよくご承知おきをいただき双方の立場を尊重されしっかりとした議論がなされたということで、労使それぞれの委員の皆様にはこの場をお借りし御

礼を申し上げたいと思います。ありがとうございます。

また公益委員の皆様方、部会長をはじめ労使の主張をしっかり組み取っていただきて部会の報告書としておまとめいただき答申をしていただいたということで、こちらもありがとうございます。

本来であれば、答申は労働局長宛ということでございますので、局長が自らご挨拶をするところですが私からのご挨拶ということでご容赦いただければと思います。いただいた答申に基づいて事務局といたしましては、12月31日にしっかり発効出来ますように諸手続きを滞りなく進めていく所存でございます。

またこの金額については県内の事業者の皆様、労働者の皆さんもしっかりと承知おきいただきて電機の部会で働く方々、そして電機の産業の皆様がますます発展されるようにという意味でも周知に努めてまいりたいと思いますので、引き続きご指導よろしくお願ひいたします。本日は誠にありがとうございます。

【舟橋部会長】

全会一致の取りまとめにご協力いただきまして、ありがとうございました。

以上持ちまして本専門部会を終了いたします。

お疲れ様でした。